

令和3年

第3回市議会定例会 議案第7号

函館市母子福祉資金等の償還の免除に関する条例の一部改正  
について

函館市母子福祉資金等の償還の免除に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年9月1日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市母子福祉資金等の償還の免除に関する条例の一部を  
改正する条例

函館市母子福祉資金等の償還の免除に関する条例（平成17年函館市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「，次項に規定する場合を除き」を削り，同条第2項を削る。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

（提案理由）

特例児童扶養資金等の償還の完了等に伴い規定を整備するため